

令和2年12月3日

センターで就業中の会員皆様へ

(公財)川崎市シルバー人材センター

## 新型コロナウイルスの感染者(陽性)又は濃厚接触者とされた場合の対応について

日頃より、シルバー人材センターの事業運営に、ご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

センターで就業している会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に十分配慮を払われていることと思いますが、万一感染者(陽性)又は濃厚接触者と判定された場合等は、次のとおり対応をお願いいたします。

- (1) 会員本人が新型コロナウイルスの感染者と診断された際には、完治するまでは就業しないでください。医療機関の指示に従い、治療に専念してください。
- (2) 保健所から、新型コロナウイルスの感染者との濃厚接触者と判定され、自宅等での待機を求められた場合には、就業しないでください。  
なお、その後、新型コロナウイルスの感染者となった場合には、(1)の対応をしてください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症のPCR検査を実施し、検査結果が出るまでの間は、就業しないでください。  
なお、検査の結果、新型コロナウイルスの感染者となった場合には、(1)の対応をしてください。
- (4) 同居の家族が、新型コロナウイルスの感染者と診断された場合や濃厚接触者と判定され自宅等での待機となった場合には、就業は控えてください。
- (5) 上記(1)～(4)に該当した場合には、速やかにセンター担当事務所に連絡してください。また、就業先(発注者)へも併せて連絡してください。  
保健所から外出を認められ、体力的にも就業が可能な場合には、センター担当事務所へ相談していただき、センター担当事務所及び発注者の了承のうえ就業を再開してください。
- (6) センターへは、次の報告をお願いいたします。
  - ① 新型コロナウイルス感染症を発症している場合には、いつ発症したのか
  - ② いつ頃からどんな症状があったのか
  - ③ 現在は入院中か、自宅待機中か
  - ④ 新型コロナウイルスの感染者との接触・感染経路の状況
  - ⑤ 濃厚接触者はいるのか
  - ⑥ 保健所に連絡・相談しているのか
  - ⑦ 最近の就業状況